

「建設現場で働く人々の誇り・魅力・やりがい検討委員会」規約

（名称）

第1条 本会は、建設現場で働く人々の誇り・魅力・やりがい検討委員会（以下、「本委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本委員会は、建設現場で働く人々の誇り・魅力・やりがいの向上に資する取組を検討することを目的とする。

（本委員会の議事）

第3条 本委員会は、建設現場で働く人々の誇り・魅力・やりがいに関する以下に掲げる事項について検討する。

- 1 取組方針について
- 2 施策展開について
- 3 広報戦略について

（本委員会の構成）

第4条 本委員会は、会議の長（以下「委員長」という）及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会議を統括し、委員会を代表する。
- 4 委員の構成は、別紙に掲げる者とする。必要に応じてオブザーバーの参加を認める。

（本委員会の開催）

第5条 原則として、委員会は公開で行う。

- 2 委員会の資料及び議事概要は、委員及び発表者の確認を得た上で、国土交通省ホームページにおいて公開する。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は、国土交通省大臣官房技術調査課及び公共事業調査室に置く。

（雑則）

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、平成30年11月20日から施行する。